

◆平成17年1月1日時点で65歳以上であった方へ◆

住民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります。

65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が急速に進行するなかで、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税分以降廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度には税額の2/3、平成19年度には税額の1/3が軽減されていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなります。

●住民税の老年者非課税措置廃止の経過

平成17年度	合計所得金額125万円以下の方	非課税
平成18年度	老年者非課税措置の廃止 ◆経過措置の第1段階として 税額の2/3を減額	課税は1/3
平成19年度	◆経過措置の第2段階として 税額の1/3を減額	課税は2/3
平成20年度～	◆経過措置の廃止	全額負担

モデルケース／70歳独身 年金収入200万円（年額）

（単位：円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
◎住民税	非課税	19,900	37,300	37,300
・定率減税	—	△1,500	—	—
・経過措置	—	△12,267	△12,434	—
◎所得税	34,800	34,800	17,400	17,400
・定率減税	△6,960	△3,480	—	—
合 計	27,840	37,453	42,266	54,700
税 額	27,800	37,400	42,200	54,700

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

※この他、均等割が課税されます。

住民税の地震保険料控除が創設されました！

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地震災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

●損害保険料控除

平成19年度課税分まで



●地震保険料控除

平成20年度課税分から

◆対象：住宅や家財などの生活用資産の損害保険料や身体の傷害に関する損害保険料

控 除 内 容	控除限度額
長期損害保険（保険期間が10年以上で、かつ、満期返金のある契約のもの）	10,000円
短期損害保険（長期損害保険契約に該当する契約以外のもの）	2,000円
長期損害保険と短期損害保険がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計	10,000円

◆対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料

控 除 内 容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の1/2	25,000円
【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については 従前の損害保険料控除が適用されます。	10,000円
地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	25,000円